

佐賀県東部地域
循環型社会形成推進地域計画

平成 28 年 1 月

平成 28 年 7 月 (変更)

平成 29 年 2 月 (変更)

平成 30 年 1 月 (変更)

平成 30 年 3 月 (変更)

平成 30 年 11 月 (変更)

平成 31 年 3 月 (変更)

令和元年 12 月 (変更)

鳥 栖 市

神 埼 市

吉 野 ヶ 里 町

上 峰 町

み や き 町

脊振共同塵芥処理組合

鳥栖・三養基西部環境施設組合

佐賀県東部環境施設組合

【 目 次 】

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況.....	3
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	4
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	4
(2) 一般廃棄物等の処理の目標	5
3. 施策の内容	6
(1) 発生抑制、再利用の推進	6
(2) 処理体制	8
(3) 処理施設等の整備	15
(4) 施設整備に関する計画支援事業.....	15
(5) その他の施策	16
4. 計画のフォローアップと事後評価.....	16
(1) 計画のフォローアップ	16
(2) 事後評価及び計画の見直し	16

【添付資料】

- 様式1：循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1
- 様式2：循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2
- 様式3：地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧
- 参考資料様式
- 添付資料1：対象地域図
- 添付資料2：一般廃棄物等の処理の現状と目標の設定
- 添付資料3：人口及び一般廃棄物に関するトレンドグラフ

佐賀県東部地域循環型社会形成推進地域計画

佐賀県 鳥 栖 市
神 埼 市
吉野ヶ里町
上 峰 町
み や き 町
脊振共同塵芥処理組合
鳥栖・三養基西部環境施設組合
佐賀県東部環境施設組合

平成 28 年 1 月 6 日
(変更) 平成 28 年 7 月 22 日
(変更) 平成 29 年 2 月 28 日
(変更) 平成 30 年 1 月 10 日
(変更) 平成 30 年 3 月 27 日
(変更) 平成 30 年 11 月 26 日
(変更) 平成 31 年 3 月 29 日
(変更) 令和元年 12 月 5 日

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町

面 積：305.56km²

人 口：155,466人（平成27年3月31日現在）

市町	鳥栖市	神埼市	吉野ヶ里町	上峰町	みやき町	合計
面積	71.72 km ²	125.13 km ²	43.99 km ²	12.80 km ²	51.92 km ²	305.56 km ²
人口	71,813人	32,388人	16,131人	9,536人	25,598人	155,466人

(2) 計画期間

循環型社会形成推進地域計画（以下「本計画」という。）は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間（平成28～令和2年度）を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本地域では、鳥栖・三養基西部環境施設組合を構成する鳥栖市、上峰町及びみやき町並びに脊振共同塵芥処理組合を構成する神埼市及び吉野ヶ里町の2市3町（以下「構成市町」という。）で佐賀県の広域化計画に基づく施設整備を進める方針としている。また、住民・事業者・行政が連携した3R運動を推進することにより、住民及び事業者に対してごみの発生抑制や再資源化についての意識向上を図り、資源循環型社会の構築を目指すことを共通の方針としている。

以下に、鳥栖・三養基西部環境施設組合、脊振共同塵芥処理組合及び構成市町における基

本的な方向を整理した。

1) 鳥栖・三養基西部環境施設組合（鳥栖市・上峰町・みやき町）

鳥栖・三養基西部環境施設組合では、環境教育の一環として鳥栖・三養基西部溶融資源化センター（以下「溶融資源化センター」という。）及び鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）において、小学生や地域住民を対象とした施設見学を継続して実施する方針である。また、リサイクルプラザにおいてもリサイクルに関する体験工房、家具や自転車を修理・再生するリサイクル工房、ごみやリサイクルのことをパネルで紹介するフロアなどを整備しており、3Rへの啓発を継続して実施する方針である。

2) 脊振共同塵芥処理組合（神崎市・吉野ヶ里町）

脊振共同塵芥処理組合では、環境教育の一環として脊振広域クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）及び脊振広域クリーンセンター粗大ごみ処理施設（以下「粗大ごみ処理施設」という。）において、小学生や地域住民を対象とした施設見学を継続して実施し、3Rへの啓発を行う方針である。

3) 構成市町

本地域の構成市町においては、ごみ処理の広域化を考慮したごみ処理基本計画を平成27年度に策定しており、各市町で共通化したごみ減量化及び資源化の方向性のもとに、地域特性に応じた目標を設定している。

構成市町の分別区分は、組合単位で異なっていることから、今後協議を進め分別区分を統一する方針としている。また、ごみ収集カレンダーや生活系ごみの分け方や出し方を整理した冊子などを各家庭に配布し、適正分別を推進する方針である。

共通したごみ発生抑制の方向性としては、生活系ごみは生ごみの水切りの徹底や、各家庭での食材の使い切りについての啓発を行うことにより、ごみ減量化に取り組む方針としている。また、佐賀県が推奨している「マイバッグ・ノーレジ袋推進店」の取り組みについても、構成市町も連携して取り組む方針としている。事業系ごみについては、多量にごみを排出する事業者に対して指導の強化を進めると同時に、各組合の施設においても搬入時の展開検査を強化することにより、ごみの減量化を進めていく方針とする。

また、各組合が管轄する廃棄物処理施設は、更新時期となっていることから、各種調査・計画を進めた上で、佐賀県東部地域の広域化施設として新しいごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）を、令和6年度以降に順次供用開始すべく整備を進めていく方針とする。

なお、新しいごみ処理施設が稼働するまでの間は、これまで同様、各組合が管轄する廃棄物処理施設にて適正処理を継続する。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

佐賀県のごみ処理の広域化計画においては、鳥栖・三養基西部環境施設組合を構成する鳥栖市、上峰町及びみやき町の1市2町、背振共同塵芥処理組合を構成する神埼市及び吉野ヶ里町の1市1町の、2市3町の東部ブロックで広域化を進める方針となっている。

本地域では、広域化計画の趣旨に従い、様々な検討を行った結果、2市3町で広域化を行う方針となったことから、新たな枠組みとして佐賀県東部環境施設組合での広域処理に転換する方針である。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 26 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図-1 に示すとおりである。

総排出量（計画処理量＋集団回収量）は 52,406t であり、再生利用される「総資源化量」は 14,273t で再生利用率（＝（直接資源化量＋処理後再生利用量＋集団回収量）÷総排出量）は 27.2% である。

中間処理量は 50,432t であり、うち焼却処理量は 43,815t（不燃ごみ・資源ごみ等の選別残渣 3,535 t を含む）である。

中間処理による減量化量は 38,133t であり排出量の概ね 75.2% が減量化されている。

なお、本地域では最終処分は行っていないことから、最終処分量は 0t となっている。

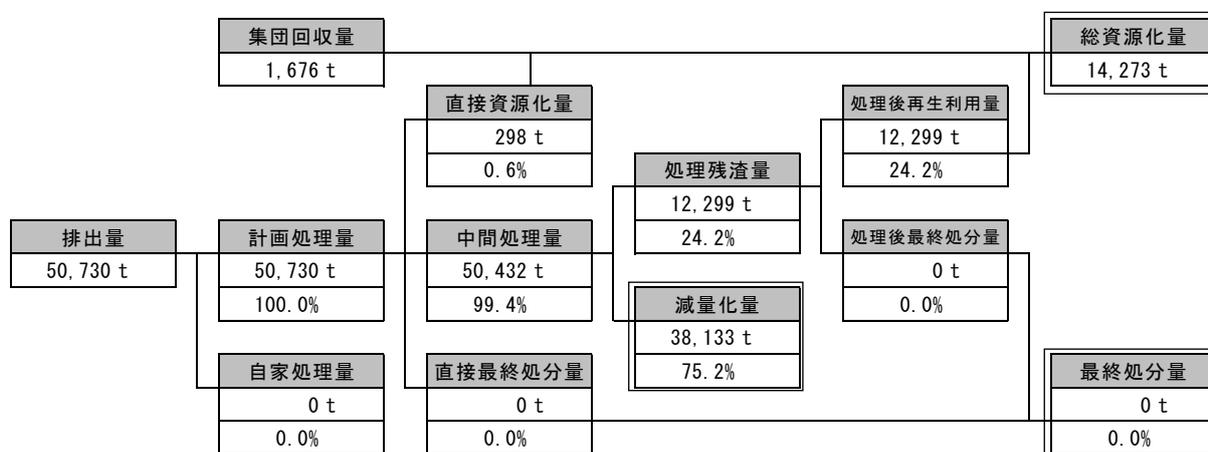


図-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成26年度実績）

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再利用の推進

本地域では、以下の施策を展開することにより、発生抑制及び再利用の推進を図っていくものとする。

ア. 有料化

本地域の構成市町では指定袋を導入しており、当面は現体制を継続する方針とする。

なお、将来的なごみ処理手数料やごみ袋等の料金のあり方については、他都市の動向等を調査・検討する方針とする。

イ. 環境教育の充実

ごみ問題等、地域の環境に対する意識を根付かせることを目的に、お祭りなどを含めた各種のイベント時に環境ブースを出展し、現在のライフスタイルの見直しや、環境問題への積極的な取り組み協力を要請する。また、小中学校や保育園等へ出向き、ごみ問題に関する環境学習を実施する。

ウ. 広報等による普及啓発

地域の公民館などでリサイクルやごみ減量に関する講習会を開催し、住民へ「ごみ」に対する関心を高める機会を提供する施策を継続する。

また、適正な分別への協力やごみ減量に関する記事を、構成市町の広報等に掲載するなどして、住民へリサイクルやごみ減量に対する啓発や意識の向上を図ると同時に、構成市町や各組合のホームページを活用して、住民が情報を得やすい環境を整える。

あわせて、生ごみの水切りの徹底、ダンボールコンポストを含めた生ごみ堆肥化の利用方法、集団回収への参加及び店頭回収を行っている店舗などについての情報を積極的に広報し、ごみの資源化や減量化に対する住民の意識向上を図る取り組みを行う。

エ. ごみ処理施設見学

小・中学校を対象に各組合が管轄する廃棄物処理施設の見学等の推進や環境教育を普及することにより、環境に配慮した考え方のできる人づくりを進める。

オ. マイバッグ運動の推進

買い物袋（マイバッグ）の持参は、ごみとなるレジ袋の削減はもとより、買い物袋に入るだけの必要なものしか購入できないため、結果として食べ残し等に繋がるごみの発生を削減できることから、こうした住民の取り組みを推進する。

カ. リユースの促進

不用品を交換し、再使用（リユース）を行うことは、ごみ排出削減につながるため、

住民団体が行うフリーマーケット等に関する場所の提供や情報提供を行う。

キ. 過剰包装の抑制やマイバッグ運動の促進

事業者に対し、過剰包装を可能な限り控える取組に積極的に参加するよう要請する。

本取組を積極的に推進する販売店等については、その活動を広報等により住民に紹介し、企業イメージの向上を手助けする方針とする。また、佐賀県が推奨している「マイバッグ・ノーレジ袋推進店」と連携し、レジ袋削減に取り組む方針とする。

ク. 店頭回収の推進

スーパー等で実施されている食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収を推進・拡大するように働きかけていく。また、個別にごみの減量化や資源化に取り組んでいる企業については、活動内容を構成市町のホームページや広報などを活用し、住民へ啓発することを検討する。

ケ. 事業系ごみの指導強化

一定規模以上の事業者を対象に、ごみ減量化や資源化に対する指導を強化し、意識向上を図る方針とする。

コ. 各種講習会の開催

事業所に対し、ごみ減量化に関するセミナーの開催を計画することにより、事業所へのごみ減量化への取り組みを広報する方針とする。あわせて、収集運搬許可業者に対する講習会を実施することにより、収集運搬の適正化を周知徹底する方針とする。

サ. 事業系ごみの展開検査

収集運搬許可業者の収集車両に対して抜き打ちで展開検査を実施している。本検査により、搬入されたごみに異物等の混入が認められた収集運搬許可業者に対して指導を行っていることから、こうした取り組みを継続する。あわせて、必要に応じて展開検査の頻度を増やすことなども検討する。

シ. リサイクル製品の積極的な利用

紙類や事務用品などは、グリーン購入法に基づいたリサイクル品を積極的に利用していく。また、住民・事業者に対しても積極的なリサイクル品の利用を啓発する。

ス. 助成事業の推進

本地域の構成市町では、ごみの減量化や資源化に有効な施策の一環となる生ごみ堆肥化容器等や集団回収の助成事業を行っていることから、今後も継続して実施するものとする。

セ. ごみ減量推進委員（廃棄物指導監視員・環境美化推進員）の育成

地域住民に対し、ごみの出し方等の指導や助言が行え、同時に地域の声を取り入れる窓口となるごみ減量推進員（廃棄物指導監視員・環境美化推進員）を導入している構成市町は、この取り組みを継続し、導入していない構成市町は周辺自治体等の動向を踏まえて今後検討する。あわせて、住民団体、事業者、行政が一体となっごみ問題について考えていくための協議会等を必要に応じて発足する。

ソ. 小型家電のリサイクル推進

鳥栖・三養基西部環境施設組合のリサイクルプラザ及び脊振共同塵芥処理組合の粗大ごみ処理施設においては、ピックアップ方式にて、小型家電製品を回収し、レアメタルのリサイクルを推進していることから、本取組について周知徹底を行う。

（2）処理体制

ア. 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表-2～6 に示すとおりである。

当面の間、構成市町の分別区分は、これまでと同様の分別区分を継続する方針とする。将来的には、不燃ごみ及び資源ごみの分別区分が部分的に統一できていない品目の統一に向けた検討を進めていく方針とする。

あわせて、構成市町が採用している指定袋等については、当面は現在の料金体系を継続するが、将来的に方向性を検討する方針とする。

現在、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみを処理している鳥栖・三養基西部環境施設組合及び脊振共同塵芥処理組合が管轄する既存の廃棄物処理施設については、いずれの施設も更新時期となっていることから、令和6年度以降の順次供用開始を目指し、新ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）の整備に向けた各種調査・検討を進めていく方針とする。

なお、本計画期間内では新ごみ処理施設は整備できないことから、整備されるまでの間は、各組合の既存施設にて生活系ごみの中間処理を継続していく方針とする。

表-2 鳥栖市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

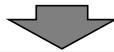
現 在 （平成26年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (t)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却処理	鳥栖・三養基西部 溶融資源化センター	資源化	14,570
不燃ごみ・粗大ごみ	破碎・選別	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化・ 残渣類（溶融処理）	1,815
紙類	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	778
缶類	選別・圧縮・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	78
びん類	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	467
ペットボトル	選別・圧縮・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	84
容器包装プラスチック類	選別・圧縮・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	46
古布	保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	24
廃乾電池等	保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	16
その他	保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	17
白色トレイ	選別・保管	民間施設	指定法人ルートでの資源化	2
廃食品油	選別・保管	民間施設	資源化	21
木屑等	チップ化等	民間施設	資源化	101



将 来 （令和3年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (t)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却処理	鳥栖・三養基西部 溶融資源化センター	資源化	14,439
不燃ごみ・粗大ごみ	破碎・選別	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化・ 残渣類（溶融処理）	1,879
紙類	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	817
缶類	選別・圧縮・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	71
びん類	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	426
ペットボトル	選別・圧縮・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	98
容器包装プラスチック類	選別・圧縮・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	83
古布	保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	22
廃乾電池等	保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	15
その他	保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	16
白色トレイ	選別・保管	民間施設	指定法人ルートでの資源化	5
廃食品油	選別・保管	民間施設	資源化	20
木屑等	チップ化等	民間施設	資源化	92

表-3 神埼市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 在 (平成26年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (t)
		一次処理	二次処理	
燃えるごみ	焼却処理	脊振広域クリーンセンター	資源化	5,826
燃えないごみ	破碎・選別	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化・ 残渣類(溶融処理)	296
空缶・空びん	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化(空缶) 指定法人ルート(空瓶)	261
新聞・広告	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	75
雑誌類	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	131
ダンボール	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	56
雑がみ類	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	5
紙パック	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	2
ペットボトル	選別・圧縮・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	指定法人ルート	67
トレイ	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	指定法人ルート	2
粗大ごみ	破碎・選別	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化・ 残渣類(溶融処理)	218
有害ごみ	保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	11



将 来 (令和3年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (t)
		一次処理	二次処理	
燃えるごみ	焼却処理	脊振広域クリーンセンター	資源化	5,495
燃えないごみ	破碎・選別	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化・ 残渣類(溶融処理)	285
空缶・空びん	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化(空缶) 指定法人ルート(空瓶)	251
新聞・広告	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	78
雑誌類	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	137
ダンボール	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	59
雑がみ類	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	5
紙パック	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	2
ペットボトル	選別・圧縮・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	指定法人ルート	67
トレイ	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	指定法人ルート	2
粗大ごみ	破碎・選別	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化・ 残渣類(溶融処理)	208
有害ごみ	保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	11

表-4 吉野ヶ里町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 在 (平成26年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (t)
		一次処理	二次処理	
燃えるごみ	焼却処理	脊振広域クリーンセンター	資源化	2,862
燃えないごみ	破碎・選別	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化・ 残渣類(溶融処理)	137
空缶・空びん	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化(空缶) 指定法人ルート(空瓶)	121
新聞・広告	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	23
雑誌類	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	40
ダンボール	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	17
雑がみ類	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	1
紙パック	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	0
ペットボトル	選別・圧縮・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	指定法人ルート	21
トレイ	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	指定法人ルート	1
粗大ごみ	破碎・選別	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化・ 残渣類(溶融処理)	99
有害ごみ	保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	5



将 来 (令和3年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (t)
		一次処理	二次処理	
燃えるごみ	焼却処理	脊振広域クリーンセンター	資源化	2,828
燃えないごみ	破碎・選別	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化・ 残渣類(溶融処理)	140
空缶・空びん	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化(空缶) 指定法人ルート(空瓶)	124
新聞・広告	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	25
雑誌類	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	44
ダンボール	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	19
雑がみ類	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	1
紙パック	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	0
ペットボトル	選別・圧縮・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	指定法人ルート	21
トレイ	選別・保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	指定法人ルート	1
粗大ごみ	破碎・選別	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化・ 残渣類(溶融処理)	102
有害ごみ	保管	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	資源化	5

表-5 上峰町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

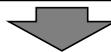
現 在 (平成26年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (t)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却処理	鳥栖・三養基西部 溶融資源化センター	資源化	1,579
不燃ごみ・粗大ごみ	破碎・選別	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化・ 残渣類(溶融処理)	388
紙類	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	111
缶類	選別・圧縮・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	10
びん類	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	45
ペットボトル	選別・圧縮・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	17
容器包装プラスチック類	選別・圧縮・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	17
白色トレイ	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	2
古布	保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	16
廃食品油	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	3
廃乾電池等	保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	2
その他	保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	0



将 来 (令和3年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (t)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却処理	鳥栖・三養基西部 溶融資源化センター	資源化	1,478
不燃ごみ・粗大ごみ	破碎・選別	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化・ 残渣類(溶融処理)	375
紙類	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	100
缶類	選別・圧縮・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	8
びん類	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	36
ペットボトル	選別・圧縮・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	17
容器包装プラスチック類	選別・圧縮・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	18
白色トレイ	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	3
古布	保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	13
廃食品油	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	2
廃乾電池等	保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	2
その他	保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	0

表-6 みやき町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 在 (平成26年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (t)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却処理	鳥栖・三養基西部 溶融資源化センター	資源化	4,083
不燃ごみ・粗大ごみ	破碎・選別	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化・ 残渣類(溶融処理)	1,100
紙類	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	189
缶類	選別・圧縮・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	31
びん類	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	124
ペットボトル	選別・圧縮・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	34
容器包装プラスチック類	選別・圧縮・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	45
白色トレイ	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	5
古布	保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	32
廃食品油	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	5
廃乾電池等	保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	12
その他	保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	11



将 来 (令和3年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (t)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却処理	鳥栖・三養基西部 溶融資源化センター	資源化	3,784
不燃ごみ・粗大ごみ	破碎・選別	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化・ 残渣類(溶融処理)	972
紙類	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	137
缶類	選別・圧縮・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	23
びん類	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	90
ペットボトル	選別・圧縮・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	32
容器包装プラスチック類	選別・圧縮・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	56
白色トレイ	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	指定法人ルートでの資源化	6
古布	保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	23
廃食品油	選別・保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	4
廃乾電池等	保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	8
その他	保管	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	資源化	8

イ. 事業系ごみの処理体制の現状と今後

生活系ごみの分別区分に準じて、事業系ごみの処理を行っていく方針とする。また、排出事業者に対して、事業者の排出責任に基づく自主的なごみの減量化及び再利用・再資源化の指導を行う方針とする。

ウ. 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状では、産業廃棄物の処理は行っていないことから、今後もこれを継続する方針とする。

エ. 今後の処理体制の要点

- ◇ 本計画期間内においては、本地域を構成する市町の分別区分は、これまでと同様の分別区分を継続する方針とするが、不燃ごみ及び資源ごみの分別区分が部分的に統一できていない品目の統一に向けた検討を進めていく方針とする。
- ◇ 構成市町が採用している指定袋等については、当面は現在の料金体系を継続するが、将来的に方向性を検討する方針とする。
- ◇ 新ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）の整備に向けた各種調査・検討を進める方針とする。
- ◇ 新ごみ処理施設が整備されるまでの間は、既存施設にて中間処理を継続していく方針とする。
- ◇ 事業系ごみは生活系ごみの分別区分に準じた処理を行っていく方針とし、排出事業者に対して、事業者の排出責任に基づく自主的なごみの減量化及び再利用・再資源化の指導を行う。
- ◇ 産業廃棄物の処理は行っていないことから、今後もこれを継続する方針とする。

(3) 処理施設等の整備

前述した(2)の処理体制で、ごみを処理するため、表-7のとおり必要な施設整備を行う。

表-7 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
3-1	エネルギー 回収型廃棄物処理施設 施設名未定	エネルギー回収型 廃棄物処理施設整備事業※1	約172t/日	鳥栖市真木町地内	R2 (R2~5)
3-2	マテリアル リサイクル推進施設 施設名未定	マテリアルリサイクル推進 施設整備事業※2	約30.2t/日	未定	未定

《整備理由》

事業番号3-1：エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備及び旧焼却施設解体工事

事業番号3-2：マテリアルリサイクル推進施設の整備

※1：エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業は令和2～5年度の4ヵ年事業として計画しており、令和2年度は旧焼却施設の解体工事及びエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業の一部実施を計画していたが、平成30年度に実施した土壌汚染状況調査において、当初の整備予定地南東部で地下埋設物及び土壌汚染が確認されたことから、整備予定地を縮小し、北西部のみを整備予定地とすることとした。これに伴い、当初の整備予定地南東部に存在する旧焼却施設の解体工事は未実施となった。

※2：マテリアルリサイクル推進施設整備事業は令和3～5年度の事業として計画していたが、平成30年度の土壌汚染状況調査結果に伴う整備予定地の縮小に伴い、エネルギー回収型廃棄物処理施設のみを優先的に整備する計画となったことから、マテリアルリサイクル施設については、改めて建設地の選定を実施し、整備する予定である。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

前述した(3)の施設整備に先立ち、表-8のとおり計画支援事業を実施する。

表-8 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
3-3	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(事業番号3-1)に係る施設整備基本計画策定等業務委託	施設整備基本計画、PFI可能性調査、事業方式にかかる検討	H28~29
	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(事業番号3-1)に係る測量調査業務委託	測量調査	H29
	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(事業番号3-1)に係る地質調査業務委託	地質調査	H29
	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(事業番号3-1)に係る環境影響評価業務委託	条例アセスメントに関する調査及び予測評価	H28~R2
	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(事業番号3-1)に係る事業者選定支援業務委託	事業者選定	H30~R2
3-4※	マテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号3-2)に係る施設整備基本計画策定等業務委託	施設整備基本計画、PFI可能性調査、事業方式にかかる検討	H28~29
	マテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号3-2)に係る測量調査業務委託	測量調査	H29
	マテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号3-2)に係る地質調査業務委託	地質調査	H29
	マテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号3-2)に係る環境影響評価業務委託	条例アセスメントに関する調査及び予測評価	H28~H30
	マテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号3-2)に係る事業者選定支援業務委託	事業者選定	H30
3-5※	旧焼却炉解体工事に伴う調査・設計業務	事前調査・発注仕様書作成等	H30

※平成30年度の土壌汚染状況調査結果に伴う整備予定地の縮小に伴い、マテリアルリサイクル推進施設整備事業の一時取りやめ及び旧焼却炉解体工事の未実施を決定した。当該業務については、平成30年度までの実施となっている。

(5) その他の施策

その他地域の循環型社会形成の推進及び、廃棄物の適正処理を推進するために、以下の施策を実施していく。

ア. 不法投棄対策

空き缶やたばこのポイ捨て、不法投棄などの問題に対する住民・事業者・行政の3者による情報ネットワークの構築が必要となっていることから、情報共有のあり方について検討を行う方針とする。不法投棄対策としては、自治会や警察等の関連機関と連携し、パトロールなどを継続して行う方針とする。

イ. 廃家電及び廃パソコンのリサイクルに関する普及啓発

家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づき指定されたテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンは、適正なルートでの排出を啓発する。リサイクルマークの付いた廃パソコンについても、廃家電と同様に適正なルートでの排出を関連団体や小売店などと連携し、住民啓発を行う。

ウ. 災害時の廃棄物の処理

災害時に発生する廃棄物の処理は、構成市町の地域防災計画に基づいて迅速に対応する方針とする。また、今後整備する新ごみ処理施設においても、広域的な連携も視野に入れながら、可能な限り自区内で発生した災害廃棄物を適正に処理する方針とする。

あわせて、防災拠点としての機能を持たせることについても検討を行う。

なお、構成市町においては、平成30年度に災害廃棄物処理計画を策定した。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本地域では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その計画を公表するとともに必要に応じて、佐賀県及び国との意見交換を行い、計画の進捗状況を勘案し計画の見直しを行うものとする。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、最終的な処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行うものとする。

また、評価の結果は公表するものとし、評価結果については次期計画策定に反映させていくものとする。ただし、本計画については、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1

1. 地域の概要

(1)地域名	佐賀県東部地域	(2)地域内人口	155,466 人	(3)地域の面積	305.56 km ²
(4)構成市町村等名	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合、佐賀県東部環境施設組合	(5)地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	①組合を構成する市町村 : 鳥栖市、上峰町、みやき町 : 佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町 : 鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町	②設立年月日 : 平成13年5月23日 : 昭和51年12月25日 : 平成29年11月1日	③組合名 : 鳥栖・三養基西部環境施設組合 : 脊振共同塵芥処理組合 : 佐賀県東部環境施設組合		

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標年 令和3年度 （目標値）	
		平成21年度 （実績）	平成22年度 （実績）	平成23年度 （実績）	平成24年度 （実績）	平成25年度 （実績）	平成26年度 （実績）		
排出量	事業系	総排出量 (t)	9,749 t	11,819 t	12,870 t	12,168 t	13,163 t	14,343 t	13,931 t (-2.9%)
		1事業所当たりの排出量 ({排出量-資源ごみ} ÷事業所数) (t/事業所)	1.51 t/事業所	1.57 t/事業所	1.69 t/事業所	1.69 t/事業所	1.77 t/事業所	1.84 t/事業所	1.74 t/事業所 (-5.4%)
	生活系	総排出量 (t)	36,685 t	36,216 t	36,672 t	36,795 t	36,815 t	36,387 t	35,402 t (-2.7%)
		1人当たりの排出量 ({排出量-資源化量} ÷人口×10 ³) (kg/人)	214.4 kg/人	211.0 kg/人	213.2 kg/人	214.2 kg/人	216.5 kg/人	216.1 kg/人	213.2 kg/人 (-1.3%)
	合計	事業系生活系排出量合計	46,434 t	48,035 t	49,542 t	48,963 t	49,978 t	50,730 t	49,333 t (-2.8%)
再生利用量		直接資源化量 (t)	220 t (0.5%)	259 t (0.5%)	266 t (0.5%)	258 t (0.5%)	285 t (0.6%)	298 t (0.6%)	313 t (0.6%)
		総資源化量(集団回収量含む) (t)	12,849 t (26.5%)	13,540 t (27.0%)	14,013 t (27.2%)	12,866 t (25.3%)	13,846 t (26.7%)	14,273 t (27.2%)	13,958 t (27.4%)
		再生利用率 (%)	26.5 %	27.0 %	27.2 %	25.3 %	26.7 %	27.2 %	27.4 %
熱回収量		熱回収量 (年間の発電電力量 kWh)	7,924 MWh	8,028 MWh	8,156 MWh	8,538 MWh	8,888 MWh	8,177 MWh	7,962 MWh
最終処分量		最終処分量 (t)	0 t (0.0%)	0 t (0.0%)					

3. 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力 (単位)	開始年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止、 新設の理由	型式及び 処理方式	施設竣工 予定年月	処理能力 (単位)	
鳥栖・三養基西部溶融資源化センター	鳥栖・三養基西部環境施設組合	全連続燃焼方式	有	132 t/日	平成16年4月	令和6年3月廃止予定	既存施設の老朽化等	未定	令和6年4月	約 172 t/日	新設 (設置者: 佐賀県東部環境施設組合)
鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ	鳥栖・三養基西部環境施設組合	破碎・選別・圧縮・梱包方式	有	47 t/日	平成16年4月	未定	既存施設の老朽化等	未定	未定	約 30.2 t/日	新設 (設置者: 佐賀県東部環境施設組合)
鳥栖市衛生処理場 (ごみ焼却場)	鳥栖市	全連続燃焼方式	有	120 t/日	昭和51年5月	平成17年3月廃止済	施設の老朽化	-	-	-	解体の実施は未定
脊振広域クリーンセンター	脊振共同塵芥処理組合	全連続燃焼方式	有	111 t/日	平成9年1月	令和6年3月廃止予定	既存施設の老朽化等	-	-	-	-
脊振広域クリーンセンター粗大ごみ処理施設	脊振共同塵芥処理組合	破碎・選別・圧縮・梱包、その他	有	25 t/日	平成9年1月	未定	既存施設の老朽化等	-	-	-	-
埋立処分地施設	脊振共同塵芥処理組合	セル工法	有	100,000 m ³	平成9年1月	令和6年3月廃止予定	地域協定により	-	-	-	-

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業主体	規模		事業期間		総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備考			
			単位		開始	終了	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2				
○焼却施設に関する事業	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	3-1	H28～H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30～R2 佐賀県東部環境施設組合 ※4	約172	t/日	R2	R2 (R5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※1
○リサイクル施設に関する事業	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
マテリアルリサイクル推進施設整備事業	3-2	H28～H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30～R2 佐賀県東部環境施設組合 ※4	約30.2	t/日	未定	未定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※2
○施設整備に関する計画支援事業	-	-	-	-	-	-	137,064	7,576	29,503	71,636	18,921	9,428	137,064	7,576	29,503	71,636	18,921	9,428		
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	3-3	H28～H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30～R2 佐賀県東部環境施設組合 ※4	-	-	H28	R2	115,213	6,476	25,125	55,263	18,921	9,428	115,213	6,476	25,125	55,263	18,921	9,428		
施設整備基本計画策定等業務委託					H28	H29	10,909	4,326	6,583	0	0	0	10,909	4,326	6,583	0	0	0		
測量調査業務					H29	H29	9,803	0	9,803	0	0	0	9,803	0	9,803	0	0	0		
地質調査業務					H29	H29	6,589	0	6,589	0	0	0	6,589	0	6,589	0	0	0		
環境影響評価業務					H28	R2	55,306	2,150	2,150	44,257	5,734	1,015	55,306	2,150	2,150	44,257	5,734	1,015		
事業者選定業務					H30	R2	32,606	0	0	11,006	13,187	8,413	32,606	0	0	11,006	13,187	8,413		
マテリアルリサイクル推進施設整備事業	3-4	H28～H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30 佐賀県東部環境施設組合 ※4	-	-	H28	H30	15,220	1,100	4,378	9,742	0	0	15,220	1,100	4,378	9,742	0	0		
施設整備基本計画策定等業務委託					H28	H29	1,900	750	1,150	0	0	0	1,900	750	1,150	0	0	0		
測量調査業務					H29	H29	1,721	0	1,721	0	0	0	1,721	0	1,721	0	0	0		
地質調査業務					H29	H29	1,157	0	1,157	0	0	0	1,157	0	1,157	0	0	0		
環境影響評価業務					H28	H30	8,510	350	350	7,810	0	0	8,510	350	350	7,810	0	0		
事業者選定業務					H30	H30	1,932	0	0	1,932	0	0	1,932	0	0	1,932	0	0		
旧焼却炉解体工事に関する調査・設計業務	3-5	H28～H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30 佐賀県東部環境施設組合 ※4	-	-	H30	H30	6,631	0	0	6,631	0	0	6,631	0	0	6,631	0	0	※3	
合計							137,064	7,576	29,503	71,636	18,921	9,428	137,064	7,576	29,503	71,636	18,921	9,428		

※1：エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業は令和2年度～令和5年度の4ヵ年事業として計画しており、令和2年度はエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業の一部実施を計画している。

※2：マテリアルリサイクル推進施設整備事業は令和3～令和5年度の事業としていたが、平成30年度に実施した土壌汚染状況調査結果に伴う整備予定地の縮小に伴い、整備をとりやめ、建設地の再検討を行うこととなった。

※3：旧焼却炉解体工事に関する調査・設計業務は平成30年度に実施したが、平成30年度の土壌汚染状況調査結果に伴う整備予定地の縮小に伴い、旧焼却炉が存在する土地については整備予定地ではなくなったことから、旧焼却炉の解体工事の実施は見送りとなった。

※4：平成29年度までの間は、鳥栖市、上峰町、みやき町で構成する鳥栖・三養基西部環境施設組合を事業主体とするが、平成30年度以降は神崎市及び吉野ヶ里町を含んだ佐賀県東部環境施設組合を事業主体とする。

地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

施策の種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考		
					交付期間 開始	終了		H28	H29	H30	R1	R2			
処理施設の整備に関するもの	3-1	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	可燃ごみの安定的な適正処理と排熱の有効利用を実施する。なお、余熱利用計画等の詳細事項は、次年度以降に行う施設整備基本計画等で確定する。	H28～H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30～R2 佐賀県東部環境施設組合	R2	R2 (R5)	○							※1、※3	
	3-2	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの安定的な処理と再資源化の推進を図る。なお、詳細計画は、次年度以降に行う施設整備基本計画等で確定する。	H28～H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30～R2 佐賀県東部環境施設組合	未定	未定	—							※2、※3	
施設整備に係る計画支援に関するもの	3-3	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(事業番号3-1)に係る施設整備基本計画策定等業務委託	廃棄物処理施設整備に向けた施設整備基本計画及び事業方式検討業務	H28～H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30～R2 佐賀県東部環境施設組合	H28	H29	○	計画・検討							
		エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(事業番号3-1)に係る測量調査業務委託	廃棄物処理施設整備に向けた測量調査業務		H29	H29	○	調査							
		エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(事業番号3-1)に係る地質調査業務委託	廃棄物処理施設整備に向けた地質調査業務		H29	H29	○	調査							
		エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(事業番号3-1)に係る環境影響評価業務委託	廃棄物処理施設整備に向けた環境影響評価業務		H28	R2	○	調査・予測評価						※3	
		エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(事業番号3-1)に係る事業者選定支援業務委託	廃棄物処理施設整備に向けた事業者選定業務		H30	R2	○			発注仕様書等				※3	
	3-4	マテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号3-2)に係る施設整備基本計画策定等業務委託	廃棄物処理施設整備に向けた施設整備基本計画及び事業方式検討業務	H28～H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30 佐賀県東部環境施設組合	H28	H29	○	計画・検討							
		マテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号3-2)に係る測量調査業務委託	廃棄物処理施設整備に向けた測量調査業務		H29	H29	○	調査							
		マテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号3-2)に係る地質調査業務委託	廃棄物処理施設整備に向けた地質調査業務		H29	H29	○	調査							
		マテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号3-2)に係る環境影響評価業務委託	廃棄物処理施設整備に向けた環境影響評価業務		H28	H30	○	調査・予測評価						※3	
		マテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号3-2)に係る事業者選定支援業務委託	廃棄物処理施設整備に向けた事業者選定業務		H30	H30	○			発注仕様書				※3	
	3-5	旧焼却炉解体工事に伴う調査・設計業務	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に伴う旧焼却炉解体工事に関する調査・設計業務	H28～H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30 佐賀県東部環境施設組合	H30	H30	○							調査・設計	※4
	その他	4-1	不法投棄対策	自治会及び警察等の関係機関と連携したパトロールの実施。	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町	H28	R2	—							施策を継続実施
4-2		廃家電及び廃パソコンのリサイクルに関する普及啓発	適正なルートでの排出を啓発する。	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町	H28	R2	—							施策を継続実施	
4-3		災害時の廃棄物の処理	地域防災計画に基づく迅速な対応を行う。構成市町にて災害廃棄物処理計画の策定に向けた検討を行う。	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町	H28	R2	—							施策の継続及び検討を実施	

※1：エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業は令和2年度～令和5年度の4ヵ年事業として計画しており、令和2年度はエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業の一部実施を計画している。
 ※2：マテリアルリサイクル推進施設整備事業は令和3～令和5年度の事業としていたが、平成30年度に実施した土壌汚染状況調査結果に伴う整備予定地の縮小に伴い、整備をとりやめ、建設地の再検討を行うこととなった。
 ※3：平成29年度までの間は、鳥栖市、上峰町、みやき町で構成する鳥栖・三養基西部環境施設組合を事業主体とするが、平成30年度以降は神崎市及び吉野ヶ里町を含んだ佐賀県東部環境施設組合を事業主体とする。
 ※4：旧焼却炉解体工事に関する調査・設計業務は平成30年度に実施したが、平成30年度に実施した土壌汚染状況調査結果に伴う整備予定地の縮小に伴い、旧焼却炉が存在する土地については整備予定地ではなくなったことから、旧焼却炉の解体工事の実施は見送りとなった。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名：佐賀県

(1) 事業主体名	H28～H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30～R2 佐賀県東部環境施設組合 ※1
(2) 施設名称	エネルギー回収型廃棄物処理施設
(3) 工期	令和 2 年度 ～ 令和 2 年度（令和5年度完工）
(4) 施設規模	処理能力 約 172 t/日
(5) 型式及び処理方式	全連続燃焼方式
(6) 余熱利用計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> 有（発電効率 未定 %） ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> 有（熱利用率 未定 %以上） ・ 無 3. 二酸化炭素削減の有無 有（削減率 - %以上） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	可燃ごみの安定的な適正処理と排熱の有効利用を実施する。なお、余熱利用計画等の詳細事項は、次年度以降に行う施設整備基本計画等で確定する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) 廃焼却施設解体工事の有無	該当なし
------------------	------

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収率及び発生ガス量	該当なし
(11) 回収ガスの利用計画	該当なし

(12) 事業計画額 事業費 ※2 総事業費	0 千円（税込） (17,070,400 千円（税込）)
------------------------------	----------------------------------

※1：平成29年度までの間は、鳥栖市、上峰町、みやき町で構成する鳥栖・三養基西部環境施設組合を事業主体とするが、平成30年度以降は神埼市及び吉野ヶ里町を含んだ佐賀県東部環境施設組合を事業主体とする。

※2：総事業費は令和2～5年度の4年間の総事業費を参考として記載

計画支援概要 (1/3)

都道府県名：佐賀県

(1) 事業主体名	H28～H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30～R2 佐賀県東部環境施設組合 ※1				
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備のため				
(3) 事業名称	施設整備基本計画 策定等業務委託	測量調査業務委託	地質調査業務委託	環境影響評価業務	事業者選定支援 業務委託
(4) 工期	平成28～29年度	平成29年度	平成29年度	平成28～令和2年度	平成30～令和2年度
(5) 事業概要	施設整備基本計画 及びPFI可能性 調査、事業方式 に係る検討	測量調査	地質調査	条例アセスメント	施設整備に向けた 事業者選定
(6) 事業計画額	10,909千円	9,803千円	6,589千円	55,306千円	32,606千円

※1：平成29年度までの間は、鳥栖市、上峰町、みやき町で構成する鳥栖・三養基西部環境施設組合を事業主体とするが、平成30年度以降は神埼市及び吉野ヶ里町を含んだ佐賀県東部環境施設組合を事業主体とする。

計画支援概要 (2/3)

都道府県名：佐賀県

(1) 事業主体名	H28～H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30 佐賀県東部環境施設組合 ※1				
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備のため				
(3) 事業名称	施設整備基本計画 策定等業務委託	測量調査業務委託	地質調査業務委託	環境影響評価業務	事業者選定支援 業務委託
(4) 工期	平成28～29年度	平成29年度	平成29年度	平成28～30度	平成30年度
(5) 事業概要	施設整備基本計画 及びPFI可能性 調査、事業方式 に係る検討	測量調査	地質調査	条例アセスメント	施設整備に向けた 事業者選定
(6) 事業計画額	1,900千円	1,721千円	1,157千円	8,510千円	1,932千円

※1：平成29年度までの間は、鳥栖市、上峰町、みやき町で構成する鳥栖・三養基西部環境施設組合を事業主体とするが、平成30年度以降は神埼市及び吉野ヶ里町を含んだ佐賀県東部環境施設組合を事業主体とする。

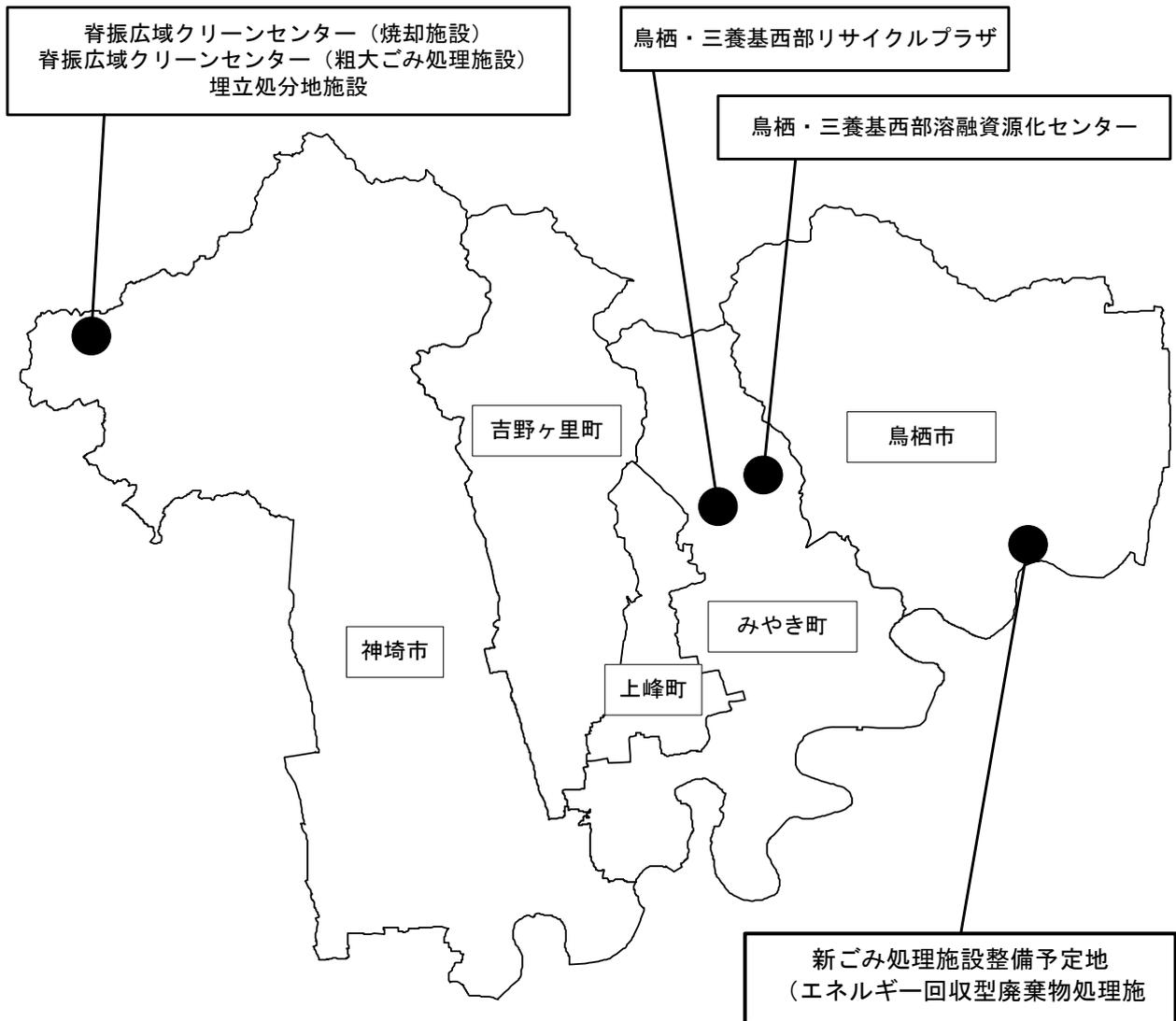
計画支援概要 (3/3)

都道府県名：佐賀県

(1) 事業主体名	H28～H29 鳥栖・三養基西部環境施設組合 H30 佐賀県東部環境施設組合 ※1
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に伴う旧焼却炉解体工事に関する調査・設計業務
(3) 事業名称	旧焼却炉解体工事に伴う調査・設計業務
(4) 工期	平成30年度
(5) 事業概要	旧焼却炉解体に向けた工事発注仕様書等の作成
(6) 事業計画額	6,631千円

※1：平成29年度までの間は、鳥栖市、上峰町、みやき町で構成する鳥栖・三養基西部環境施設組合を事業主体とするが、平成30年度以降は神埼市及び吉野ヶ里町を含んだ佐賀県東部環境施設組合を事業主体とする。

■添付資料1 対象地域図



■ 添付資料2 一般廃棄物等の処理の現状と目標の設定

減量化、再生利用に関する現状と目標

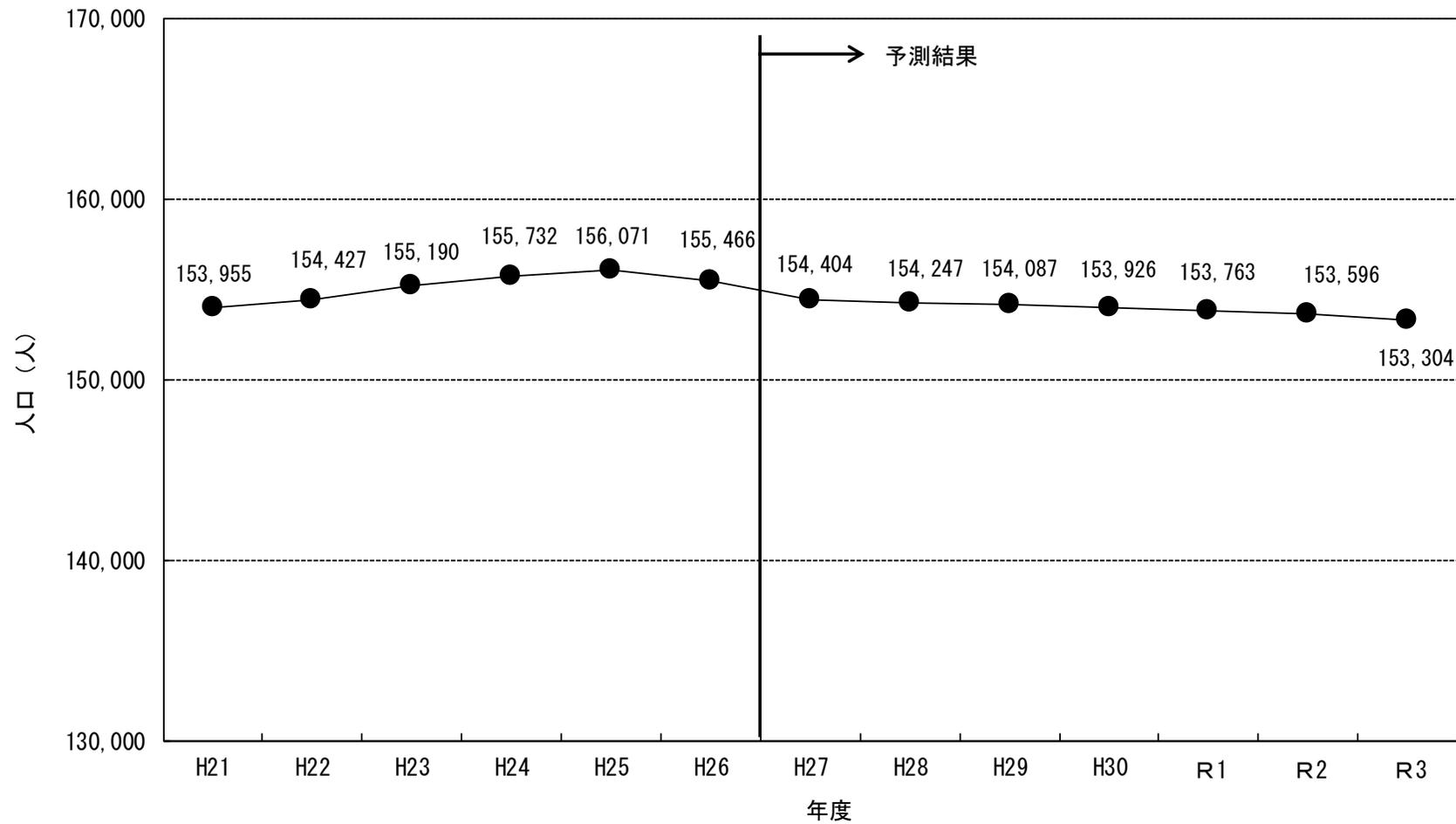
指 標 ・ 単 位		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
		実績	実績	実績	実績	実績	実績	目標						
排出量	事業系 排出量 [トン]	9,749	11,819	12,870	12,168	13,163	14,343	14,480	14,363	14,240	14,148	14,024	13,932	13,931
	1事業所当たりの排出量※1 [トン/事業所]	1.51	1.57	1.69	1.69	1.77	1.84	1.85	1.83	1.80	1.79	1.76	1.74	1.74
	生活系 排出量 [トン]	36,685	36,216	36,672	36,795	36,815	36,387	36,223	36,084	35,948	35,811	35,682	35,554	35,402
	1人当たりの排出量※2 [kg/人]	214.4	211.0	213.2	214.2	216.5	216.1	216.4	216.0	215.5	215.0	214.4	213.8	213.2
	合計 事業系生活系排出量合計 [トン]	46,434	48,035	49,542	48,963	49,978	50,730	50,703	50,447	50,188	49,959	49,706	49,486	49,333
再生利用量	直接資源化量 [トン]	220	259	266	258	285	298	301	303	306	308	310	312	313
	総資源化量（集団回収含む） [トン]	12,849	13,540	14,013	12,866	13,846	14,273	14,320	14,244	14,169	14,094	14,043	13,997	13,958
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量） [MWh]	7,924	8,028	8,156	8,538	8,888	8,177	8,198	8,152	8,106	8,070	8,022	7,983	7,962
最終処分量	最終処分量 [トン]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団回収量	集団回収量（総資源化量の内数） [トン]	2,141	2,066	1,973	1,815	1,817	1,676	1,665	1,638	1,616	1,595	1,580	1,563	1,551

※1：事業総排出量から資源ごみ収集量を差し引いた値で試算

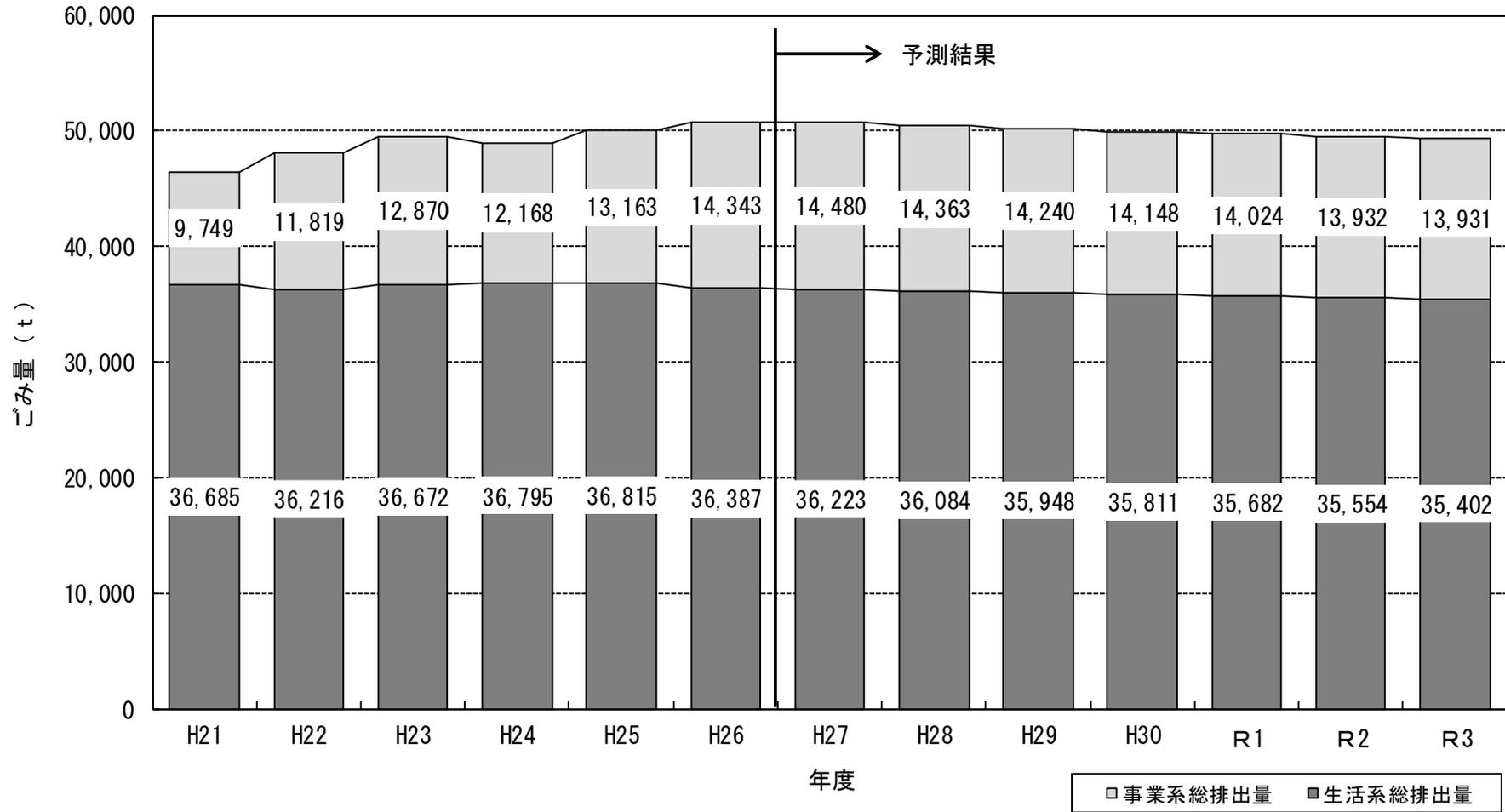
※2：家庭系排出量から資源ごみ収集量及び集団回収量を差し引いた値で試算

■ 添付資料 3 人口及び一般廃棄物に関するトレンドグラフ

行政区域内人口の推移



ごみ排出量の推移



再生利用量の推移

